

扶養認定に関わる添付資料一覧

聖隷健康保険組合

認定対象者	子				配偶者	「子」と「配偶者」 以外 ※1
	子に配偶者あり		子に配偶者なし			
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上		
扶養認定申請書	○	○	○	○	○	○
住民票(世帯全体)	○	○	○	○	○	○
所得証明または 課税・非課税証明書 ※2	—	○ ※4 ※5	—	○ ※4	○	○ ※5
被保険者の配偶者の所得証明 または課税・非課税証明書※2	○	○	○	○	—	○
学生証(写)	△	△	△	△	△	△
直近3ヶ月の給与証明	△	△	△	△	△	△
給与以外の収入を証明する もの(年金通知書等) ※3	△	△	△	△	△	△ ※5
被保険者と別居している場合 送金が証明できるもの	—	△ ※6	—	△ ※6	○	○

○必要 △該当する場合に必要

※1 同居が条件となる場合があります。

①被保険者と同居している必要がない

・父母、祖父母等の直系尊属、孫、兄弟姉妹

②被保険者と同居していることが必要

・上記以外の3親等内の親族(伯叔父母、甥姪とその配偶者等)

・内縁関係の配偶者の父母および子

※2 所得証明 ⇒ 市民税・県民税所得証明(名称は市町によって異なります。)

源泉徴収票の代用は不可

※3 状況に応じて以下の書類をご提出ください。

・年金振込通知書・失業給付に関わる受給資格者証等

・傷病手当金、出産手当金等の支給決定通知書

・離職票1、2 「基本手当日額」「支給終了の印字」がある雇用保険受給資格者証

・雇用保険失業給付に関する調査及び誓約書 → 退職に伴う申請の場合は必須

・自営業、農業、不動産、利子配当所得に関わる確定申告収支内訳書等

※4 学生(大学・専門学生)でアルバイト等の収入がある場合は所得証明書をご提出ください。

※5 認定対象者に配偶者、同居人がいる場合はそれぞれの所得証明書もご提出ください。

※6 学生(大学・専門学生)の場合は提出不要

《その他の注意事項》

・ **状況に応じて別途、追加書類が必要となる場合があります。**

・ 同時に複数枚の申請書を提出する場合の添付書類は1部で可。

・ すべての必要書類が揃ってから審査となります。健康保険の制度上、書類が不足している間は審査を行えません。ご承知おきください。

・ 認定対象者が自営業の場合は、上記書類以外に「青色申告」「白色申告」いずれの場合も「申告書の写」と「収支内訳書の写し」を提出していただきます。

・ 所得証明書を除く各種証明書類は、提出日において直近のものをご提出ください。

・ 被扶養者届は5日以内にご提出ください(健康保険法施行規則第38条)。

・ 健康保険法並びに関係法令及び事務通達に示されている被扶養者資格要件を備えているかを厳正に審査しますので、要件を満たしていない場合は認定されません。